

SOKOAGE CAMP 2023冬

新型コロナウイルスガイドライン

令和4年12月20日
特定非営利活動法人 底上げ

1) 感染管理の考え方

新型コロナウイルス感染症は、適切な感染管理を行えば、感染リスクを大幅に減らすことができる。しかし、新型コロナウイルスの特性上、感染リスクをゼロにすることができないので、感染が起こることも想定して感染管理を行っていく。

2) 感染管理の5つの柱について

新型コロナウイルス対策は、感染源対策(感染している可能性の高い人を参加させない)と感染経路対策が重要である。以下の5つの要素から構成される。

感染源対策

- ① スタッフの健康管理(体温測定と健康管理)
- ② 参加者対策(注意喚起、体調チェックなど)

変異株等の拡大を踏まえた感染経路対策

③ 接触感染対策

- 手洗い又は、手指消毒
- 高頻度接触部位を適時、消毒

④ 飛沫感染対策

- 場面に応じた適切なマスクの着脱

※病気や障害等でマスク着用が困難な方もいらっしゃるため、そうした申し出があった場合には、個別の事情をお伺いした上で、差別等が生じないよう十分配慮するとともに、適切な感染対策を講じるように検討する。

- 「飲食」の場面では、対人距離を確保する。
- マスクを着用していない場合で、屋外で人との距離(目安2m)が保てない場合は、会話を控える。また大声での会話を避けるように注意喚起を行う。

⑤ エアロゾル感染対策

- 効果的な換気の実施に努め、密閉を回避する。

※三密(密集・密閉・密接)のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、特に感染対策に留意する。

3) 具体的な感染対策について

項目	基本的な感染予防対策
スタッフの感染予防と体調管理	<ul style="list-style-type: none">●スタッフは、プログラム開催5日前より、毎日の健康状態を把握する。●発熱・有症状時、または濃厚接触者と判断された場合にはプログラムへ参加しない。(濃厚接触者の場合は行動の自粛と健康観察期間である5日間)●スタッフには、場面に応じて適切にマスク着脱を行うことを要請する。●感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等も活用し、感染予防対策の周知徹底を図る。

参加者対策	<ul style="list-style-type: none"> ●参加者は、プログラム開催5日前より体調の変化がないか観察を行い、発熱や風邪症状などがあれば速やかにスタッフに報告を行う。 ●新型コロナウイルスの陽性者になる、もしくは体調が悪い方(発熱や有症状者)、濃厚接触者と判断された場合には参加の自粛をお願いする。 ● 毎朝検温及び体調確認を実施する。 ● 発熱または感染が疑われる症状がある参加者は接触がない別室等で待機するなどの対応を行う。 ●参加同意書の内容を確認し、了承できるものであれば署名をする（了承できない場合は参加を辞退する）
手指消毒	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加者及びスタッフに、手洗いまたは手指消毒を行うよう要請する。 ● 必要に応じて利用者や従業員が手洗いまたは手指消毒ができるよう、手洗いや手指消毒設備を設置する。
消毒	<ul style="list-style-type: none"> ●頻繁に手を触れる箇所は、適時、消毒液を使って清拭消毒する。
換気	<ul style="list-style-type: none"> ●常時換気あるいはこまめな換気に努める。
身体的距離	<ul style="list-style-type: none"> ●施設内にて掲示や口頭にて、適切な対人距離を取ることを参加者に要請する。
マスク着用	<ul style="list-style-type: none"> ●マスクの着用が危険または不適切な場合にはマスクを外す等、場面に応じて適切にマスクを着脱する。 ● ワクチン接種済みのスタッフ・参加者も、場面に応じて適切にマスクを着脱する。 ● マスクが着用できない人あるいはできない状況(熱中症の危険がある場合)では、対人距離を保つことで飛沫感染を予防する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●上記の感染防止策はプログラム中に使用する車両内でも講じる。 ●このガイドラインの他にプログラムにて使用する施設のルールがある場合はそれに従う。

4) 感染が疑われる場合の対処方法

● プログラム中に参加者やスタッフの気分が悪くなった場合には、スタッフはマスクをした状態で接触して対処する。また、スタッフ持参の医療用抗原検査キットでの検査を実施する。体調不良が続いた場合、発熱や新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、スタッフの判断でプログラムを中断する場合がある。また、直ちに他のスタッフ・参加者との接触を避けられる場所に移動した上で、症状を確認し、滞在先の各都道府県の有症状の際の対応に関するHPの情報を元に対応する。

各都道府県の受診・相談センターの連絡先等は以下厚生労働省HPを参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

● 感染疑いの事案が発生した場合には、初期対応における迅速性と透明性が重要となるので、迅速かつ誠実に、スタッフ・参加者とコミュニケーションを行う。

以上

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス業種別ガイドライン（4.体育館、水泳場、ボウリング場、運動施設、遊技場）<https://corona.go.jp/guideline/>

アクティビティツアー連絡会「新型コロナウイルスガイドライン（第3版）」12月6更新
<https://drive.google.com/file/d/1kkKXbRTsxapP9F5MfaNJRPNFHVLdcdIH/view>

を準用し作成しました。